

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	59 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	44 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から48年9月まで
② 平成7年11月から8年1月まで

申立期間①については、両親がいつも国民年金について話していたので20歳になった昭和44年12月、私がA市役所で国民年金の加入と保険料の納付をした。

申立期間②については、平成7年10月に勤務先を退職したため、B市役所にて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同市役所内で保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B市役所内でまとめて国民年金保険料を納付し、そのときの保険料月額が1万2,000円くらいだったとしているところ、申立期間当時、B市役所内にはC銀行（現在はD銀行）の窓口があり、国民年金保険料の収納をしていたことが確認できる上、申立期間当時の保険料月額は1万1,700円であり、申立人が納付したとする金額とおおむね一致することから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間と同じく厚生年金保険被保険者資格喪失後となる平成10年9月には、国民年金への加入手続きを適切に行い、その後の保険料を納付している。

2 申立期間①について、申立人は、20歳となった昭和44年12月ごろA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納

付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は48年10月であり、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年3月までの期間及び51年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年2月から同年3月まで
② 昭和51年4月から同年5月まで

申立期間①については、嫁いだ姉が国民年金に任意加入しており自分も加入したいと思い、昭和49年2月にA市で加入手続をしたのに、加入した月と翌月を未納にすることはありえない。申立期間②については、B市在住時に納付したと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚した申立人の姉から国民年金に任意加入したことを聞き、自分も国民年金に加入したいと希望して昭和49年2月にA市役所で加入手続をしたとしているところ、A市の被保険者名簿で49年2月9日に任意加入により資格取得していることが確認できることから、任意加入した月及びその翌月の申立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、B市在住時に保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳の住所変更記録から、申立期間当時、申立人がB市に在住していたことが確認でき、申立期間の前後の期間は納付済みであることから、申立期間の2か月のみ未納とするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和49年2月に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金に加入した昭和 52 年 5 月以降、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付しており、しかも、加入当初の昭和 52 年度を除いては、毎年度一貫して前納によって納付しており、申立期間に当たる 58 年度についても、例年どおり付加保険料を含む国民年金保険料を前納しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を、例年どおり前納によって納付したと主張しているところ、申立人は、昭和 52 年 5 月に国民年金への任意加入及び付加年金への加入を行って以来、国民年金第 3 号被保険者となる前の 61 年 3 月までの間、申立期間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付しており、しかも、加入時期が年度途中であった昭和 52 年度を除き、各年度の保険料が前納されており、その納付意識はきわめて高かったものと認められ、申立期間のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の夫は、大手企業の子会社に継続して勤務し、A 市で同居していた夫の父は、厚生年金保険を受給しながら会社に勤務していたので、申立人が申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成8年10月に結婚する前に、まとめてA区役所に納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、平成8年10月の結婚前にまとめてA区役所に納付したとしているところ、申立期間中の7年11月に、それまで未納であった6年1月から同年3月までの期間及び申立期間の直前の6年7月から7年3月までの期間の保険料をさかのぼって納付した記録があり、また、申立期間の直後の期間である8年1月からの保険料が、同年2月から毎月納付されていることから、申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年3月まで

申立期間の納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、昭和50年1月にA出張所で国民年金の加入手続をした時に、10年さかのぼって納付できると言われ、その年、銀行預金を解約したお金で、同出張所の窓口でまとめて納付したので、未納と言われることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年4月以降60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は昭和50年1月ころ国民年金の加入手続を行い、そのときに10年さかのぼって保険料を納付したとしているところ、申立人の所持する年金手帳は50年1月27日に発行されており、申立人が保険料を納付したとする時期は第2回特例納付の実施時期に当たっている上、さかのぼって納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合の額におおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するに当たって銀行口座を解約して50万円ほど用意し保険料を納付した後、残った分にパート収入を充てて子供のためにピアノを購入したと当時の状況を具体的に申述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

昭和42年ごろ、自宅にやってきた役場の職員の勧めで、夫婦一緒に国民年金に加入した。2、3か月ごとに国民年金保険料を徴収に来ていた役場の職員に保険料を納付していたが、手元の現金に余裕がないときは、次回保険料を徴収に来た時にまとめて納付し、そのほかに保険料の未納期間があれば、訪れた役場の職員が教えてくれ、あとからでも必ず納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①直前の昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の42年7月31日に過年度納付を行っているところ、その直後の申立期間①を未納とすることは考え難い。

また、申立期間②については、3か月と短期間である上、前後の期間は納付されていることから、国民年金保険料を納付できなかった特別な事情はうかがえない。

さらに、申立期間②直後の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料は、記録上、当初未納であったものが、平成2年12月に納付済みに訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備がみられる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 42 年ごろ、自宅にやってきた役場の職員の勧めで、夫婦一緒に国民年金に加入した。2、3 か月ごとに国民年金保険料を徴収に来ていた役場の職員に保険料を納付していたが、手元の現金に余裕がないときは、次回保険料を徴収に来た時にまとめて納付し、そのほかに保険料の未納期間があれば、訪れた役場の職員が教えてくれ、あとからでも必ず納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続や国民年金保険料納付等をその夫の分も一緒に行っていたとすところ、申立人の夫は申立期間①直前の昭和41年10月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間①が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②については、3 か月と短期間である上、前後の期間は納付されていることから、国民年金保険料を納付できなかった特別な事情はうかがえない。

さらに、申立期間②直後の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料は、記録上、当初未納であったものが、平成20年7月に納付済みに訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備がみられる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間及び44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

申立期間①のころは、私が集金人を通じて国民年金保険料を納付していた。申立期間②のころは、私がA銀行B支店で夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納であるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、昭和36年4月に国民年金に加入してから、60歳に到達する平成8年3月までの国民年金保険料をすべて納付している上、昭和52年5月から平成3年6月までの期間については、付加保険料も納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間はいずれも3か月及び9か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年3月まで

昭和37年に夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続をして、保険料も夫が夫婦二人分を一緒に納付してきた。申立期間について、夫は納付済みになっているのに私だけ未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦が同一日に納付していることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認され、申立人の夫が夫婦二人分を一緒に納付したとする主張については基本的に信用できる。

さらに、申立期間について、申立人の夫の記録も、当初未納とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されていたことから、平成7年6月1日に記録訂正されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年12月まで
国民年金には加入していなかったが、「今年限りで終わり」ということを何かで知り、老後のことを考えA市役所に行き国民年金に加入した。その時に、国民年金の加入期間をさかのぼって納付できることを知り83万円ほどをまとめて納付した。最近になって昭和45年から52年までの期間の保険料が年金記録から全部抜けていることに気付いた。全部納付していたはずなので未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月ごろ払い出されており、申立人が「今年限りで終わり」という情報を知り、A市役所で国民年金の加入手続を行い、83万円ほどをB銀行又は自宅近所の信用金庫で納付したとする時期は、第3回特例納付が実施された時期であり、申立人が特例納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料を55年6月に特例納付したことが確認できることから、申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらず、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、住宅や土地を購入するなどしており、国民年金保険料を納付する資力が十分あったものと考えられる上、上京後申立人と同じ住所地に居住し、郵便物や請求書などを預かってもらっていたとする申立人の友人は、申立人から保険料をまとめて80何万円か納付

していたことを聞いていたと証言している。

加えて、申立期間当時、A市では、広報で特例納付に関しての特集記事を何度も取り上げ特例納付を勧奨しており、未納者にはがきで納付勧奨を行っていたとしており、申立内容に不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年12月まで

昭和55年11月、A区からB市（現在は、C市）に転入し、未納となっていた57年4月から58年3月分までの納付書を、夫婦二人分一緒に市役所で作成してもらった。当該納付書の有効期限が60年4月末になっていたため、夫の分は59年12月に、自分の分は60年3月末に納付した。ところが、私の分の保険料のうち、57年4月から同年12月までは、既に時効であるため収納できず、その分は還付したと言われたが、私は還付金も受け取っていない。申立期間の夫の分は納付済みになっているのに、私の分は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人及びその夫が共に申立期間の国民年金保険料をB市が作成した納付書の有効期限に従い保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人と同じB市の発行した、有効期限の誤った納付書により納付をしているその夫の記録には、B市が誤りを認め納付済みにするよう社会保険事務所に連絡した旨の記載が確認できることから、申立人についても同じ旨の連絡がB市から社会保険事務所にあったものとするのが自然である。

さらに、同時期に国民年金保険料と一緒に納付した申立人の夫の昭和58年3月分が、国民年金の強制加入期間にもかかわらず、国民年金の加入資格が喪失され保険料が還付されて未加入期間となっているなど、行政側の事務手続に度重なる不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

夫の厚生年金保険から国民年金への切替えを契機に、私が私と夫の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料はA市役所やB銀行C支店等で、夫の分と一緒に私が納付した。申立期間の保険料も同様に私が納付し、領収証書を年金手帳に貼っておいた。その領収証書は紛失してしまったが、年金手帳にはその痕跡が残っている。夫は納付済みであり、私が未納というのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の厚生年金保険から国民年金への切り替えを契機に、申立人及びその夫の国民年金の加入手続をしたと申し立てしているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、かつ、申立人が保険料の納付を開始した昭和49年1月から申立期間直前の50年3月までの保険料の納付状況をみると、申立人が所持する領収証書により、申立人及びその夫は同一日に納付していることが確認できることから、申立期間について、申立人の夫が納付済みであるにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、その夫の分と一緒にB銀行C支店等で、国民年金保険料を3か月ごとに3,000円ぐらい納付したとしているところ、納付したとする当該保険料額は、当時の1か月分の保険料額1,100円とおおむね一致しており、申立人の納付場所や保険料額に係る記憶が鮮明である。

さらに、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年12月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年12月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

昭和44年春ころ、A区B地の区役所出張所で国民年金の加入を勧められ、保険料が納付可能な金額であったので、国民年金に加入した。加入後は納付書が送られてきたので、B地に住んでいたときは自宅から当時営んでいた飲食店に行く途中の郵便局や銀行で、C地に転居してからは住居の隣にあったD金庫（現在は、E金庫）やF郵便局で保険料を納付した。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ころ国民年金に加入し、加入後は送付されて来た納付書で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年6月ころ払い出されていること、申立人が加入手続をしたとするA区G出張所では加入手続を行うことができたこと、A区では44年4月から納付書方式を導入していること、及び申立人が保険料を納付したとする郵便局等では、当時保険料の納付が可能であったことなど、申立内容は当時の状況に符合し、不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間はすべて納付済みであり、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を通じて申立人の家計は比較的豊かであったとしており、国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで

国民年金加入手続は 40 年前のことではっきりしないが、昭和 43 年 3 月に国民年金に加入手続をした直後から続けて長い間、保険料を納付しなかったことは考えられないことから、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、9 か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであり、かつ、申立人の夫も申立期間③は納付していることから未納となっていることは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 48 年 2 月 14 日に払い出されていることから、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがわれないとともに、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、その国民年金手帳に記載されている資格取得日から保険料を納付したとするが、国民年金の加入手続、保険料の納付場所の記憶が曖昧であり、申立期間①の当初に加入手続をし、その後納付していたとする事情はうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間については、A 市役所から国民年金が未納である旨の通知があったので、市役所の年金課に振込用紙を送ってもらった。平成元年 12 月に銀行で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所から申立期間の国民年金保険料の振込用紙を送ってもらい、銀行に納付したとしているところ、保険料の納付に至る経過や納付状況などを具体的に記憶しており、申立てに信^{びよう}憑性が認められる。

また、申立人の友人は、申立人の当時の状況などを正確に記憶しており、申立人から国民年金保険料を納付したとの話を聞いているとする申述に具体性が認められる。

さらに、申立人は、昭和 53 年 3 月に国民年金に加入してから 62 歳に至るまで、申立期間を除き未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間は 12 か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年3月31日まで
株式会社Aに勤めていた昭和63年7月から平成5年3月までのうち、3年10月から5年2月までの厚生年金保険の標準報酬月額が同年6月7日に遡^{そきゅう}及して41万円から8万円に訂正されている。
8万円の給与では生活できないし、会社に勤めていることはあり得ない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年2月までは44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年3月31日以降の同年6月7日に申立人を含む13人の標準報酬月額^{そきゅう}が遡及して訂正されており、申立人の3年10月から5年2月までの標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成3年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年2月までは44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から3年11月30日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における平成2年1月1日から3年11月30日までの標準報酬月額は20万円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年1月から3年10月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった平成3年11月30日以降の4年2月3日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、2年1月から3年10月までは20万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、同社の取締役^{そきゆう}に就任しているが、賃金台帳から地方の建設現場に勤務しており、訂正処理日には別の会社に勤務していることが厚生年金保険と雇用保険の加入記録から確認できことから社会保険関係事務に関する権限までは有していなかったと考えられる。

なお、元事業主は、遡^{そきゆう}及訂正については自分一人しか関わっていない旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成2年1月から

3年10月までを53万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案1429

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から46年10月16日まで
約9年間勤務した株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間を脱退した
ことになっていることを知り驚いた。脱退手当金の請求及び受領した記
憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が5か月間加入していたB年金基金（現・C年金基金）は、申立期間当時特別脱退一時金の制度を有していたが、申立人は当該基金を脱退していないことから、厚生年金保険法による脱退手当金のみを請求する動機が判然としない。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページとその後3ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日を含む昭和44年7月から53年5月までの間に資格喪失した者10人の脱退手当金支給記録を調査したところ、支給記録がある者は申立人のほか1人のみであることから、事業所が退職手続の一環として代理請求をしていたものとは考え難い上、申立期間の脱退手当金の支給額は372円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和57年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 27 日から同年 5 月 21 日まで
同一グループ企業であるB地のC株式会社から、D地の株式会社Aへ転勤し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立期間における同僚の供述から、申立人が申立期間においてC株式会社及び株式会社Aに継続して勤務し(昭和57年3月27日にC株式会社から株式会社Aに異動)、申立期間は同一企業グループ内の異動による転勤であったことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の株式会社Aにおける昭和57年5月の社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、株式会社AにおけるE年金基金に係る被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が同日であり、社会保険事務所及び同基金のいずれもが記録を誤るとは考え難いことから、事業主が株式会社Aにおける厚生年金保険について昭和57年5月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は同年3月及び4月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主

は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年9月13日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成4年11月からの標準報酬月額が5年10月に41万円から30万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年9月13日より後の同年10月5日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を30万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は営業職であったと主張しており、申立人の上司であった取締役も、「申立人は役職のない営業職であり、社会保険担当は他の取締役であったと思う。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 53 万円であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 26 日まで
社会保険庁からの連絡により、平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 26 日までの期間に係る標準報酬月額が、7 年 1 月 5 日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 11 月 26 日より後の 7 年 1 月 5 日付けで、申立人を含む複数人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、申立期間における標準報酬月額は、4 年 12 月から 5 年 9 月までは 15 万円に、同年 10 月から 6 年 9 月までは 16 万円に、同年 10 月は 20 万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主及び複数の同僚から、「申立人は、役員で営業担当部長であったが、実質的には会社運営には関与していなかった。経理関係事務は事業主の妻が行っていた。」と供述している。

さらに、破産管財人を務めた弁護士から、「株式会社 A の経理事務担当者は事業主の妻であった。破産事務手続のため事業主及び経理事務担当者の妻と何回か打ち合わせを行った記憶がある。」と供述している上、閉鎖

登記簿謄本によると、申立人は遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成7年1月5日より以前の6年2月28日に役員の職を辞していることが確認できることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

このほか、申立人が提出した給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から同年10月31日まで
社会保険庁からの連絡により、平成5年9月に係る標準報酬月額が、6年4月7日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年9月は47万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年10月31日より後の6年4月7日付けで、申立人を含む10人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、5年9月の標準報酬月額は47万円から8万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、同僚から、「申立人は、営業職であり、経理部門は担当していなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成6年12月から8年2月までの標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年3月31日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務していた期間のうち平成6年12月から8年2月までの標準報酬月額が、実際の給料より大幅に低い金額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）及びオンラインデータにより、当初は56万円と記録されていたものが、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年4月21日以降の同年4月30日に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が26万円に引き下げられたことが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そく}及^{きゅう}による記録の訂正処理が行われる合理的な理由は見当たらない。

また、当時同事業所の総務経理担当社員は、「申立人の給与の減額はなかった。平成8年3月ころ社会保険事務所の職員が来社し、保険料の納付を促された。当時、半年分ほど保険料の滞納があった。平成8年3月に適用事業所を外された」と供述している。

さらに、同事業所の元役員である事業主の妻は、「標準報酬月額の改ざんは行われたようだ。当時社長から、B社会保険事務所の職員から保険料を下げる方法があると説明を受けたと聞いたことがある」と供述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から 56 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 11 日から 4 年 1 月 31 日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに入社した平成 3 年 9 月から 4 年 1 月 31 日までの標準報酬月額が、実際の給料より大幅に低い金額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）及びオンライン記録により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたが、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 1 月 31 日）以降である平成 4 年 3 月 26 日付けで、申立人を含む 8 人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者台帳全記録により、申立人の株式会社Aの離職時の賃金月額が 42 万 2,000 円であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 11 日から 41 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務していた申立期間は脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を請求していないし、もらってもいないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年5か月後の昭和43年11月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に任意加入し、その後も60歳になるまで任意期間中の18か月の未納を除き国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、厚生年金保険と国民年金の両方の年金を受給する意思を有していたものと考えられ、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年6月1日まで
社会保険庁の記録では、A会に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、A会の前身の組織であるB株式会社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に氏名変更の記録が無く、昭和29年4月以前は、被保険者期間6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失した場合に脱退手当金を支給することとされているところ、申立人は脱退手当金の支給決定日の約6か月前に婚姻、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、当該事業所で昭和23年4月の新適から36年3月の全喪までの全女性従業員33名中脱退手当金を受給しているのは申立人を含め5名だけであり、申立人以外の受給者とは厚生年金被保険者手帳記号番号が統合されてないことにより調査不能であったが、連絡先の把握できた3名からは退職時に脱退手当金の説明はなかったと供述していることを踏まえると、事業所が退職手続の一環として代理請求していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年9月の標準報酬月額を50万円、同年10月から4年3月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年4月21日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年9月の標準報酬月額が50万円から20万円に、同年10月から4年3月までの標準報酬月額が53万円から20万円に、5年9月13日にさかのぼって訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aでの厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年9月については当初50万円と記録され、また、同年10月から4年3月までについては、53万円と記録されていたが、申立人が同社の被保険者資格を喪失（4年4月21日）して約1年半が経過した5年9月13日付けで、遡及して標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が26人確認できる。

さらに、複数の同僚が、「申立人はB部で勤務しており、社会保険の手続などに携わっていなかった。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

加えて、雇用保険支給台帳照会に記載された離職時賃金日額1万7,504

円に 30 を乗じた額と訂正前の標準報酬月額 53 万円はおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 3 年 9 月は 50 万円、同年 10 月から 4 年 3 月までは 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年4月から同年7月までは41万円、同年8月から6年9月までは50万円、及び同年10月から7年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月26日まで
社会保険庁の記録によると、平成5年4月から同年7月までの標準報酬月額が41万円、同年8月から6年9月までの標準報酬月額が50万円、同年10月から7年3月までの標準報酬月額が44万円と記録されていたところ、7年4月にさかのぼって、11万8,000円に引き下げられているのはおかしいので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年7月までは41万円、同年8月から6年9月までは50万円、同年10月から7年3月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年4月26日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は取締役であったが、部下のいないB部長であったと主張しており、ほかの取締役一人と複数の同僚も、「申立人はC職だった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと考え

られる。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、申立期間中、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、雇用保険の支給台帳によると、申立人の当該事業所における離職時賃金日額から検証できる月額は、訂正前の標準報酬月額と符合する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成5年4月から同年7月までは41万円、同年8月から6年9月までは50万円、同年10月から7年3月までは44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月1日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aでの平成8年10月1日から9年4月1日までの期間に係る標準報酬月額が、同年8月21日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答表(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月1日から9年4月1日までは19万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月6日より後の同年8月21日付けで、さかのぼって11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同社の社会保険事務手続きを受託していた社会保険労務士及び複数の同僚は、同社が資金繰りに苦勞していたと供述している上、社会保険労務士は、平成9年8月には事業主と連絡が取れない状態であったため、月額変更届の作成及び提出はできなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及^{そききゆう}して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の19万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年1月から同年9月までの標準報酬月額を22万円、同年10月の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年11月1日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社で勤務していた期間のうち平成6年1月から同年10月までの標準報酬月額が、実際の給料より大幅に低い金額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）及びオンライン記録により、当初は平成6年1月から同年9月までが22万円、同年10月が24万円と記録されていたものが、申立人がA株式会社を退職した後に定時決定の記録を超えて遡及した7年4月28日に9万2,000円に引き下げられたことが確認できる。

また、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者及び当時の事業主も申立人と同様に平成7年4月28日に遡及して標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

加えて、申立人は同社を退職して雇用保険を受給しているが、離職時の賃金日額は8,553円（月額25万6,590円）であったことが確認できる。

なお、当時の同僚に照会したところ、回答のあった同僚のうちの一人は、「当時、会社の業績は悪かったようだ。販売手当の支給にも遅れが出ていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録のとおり、平成6年1

月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成6年1月から8年2月までの標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から8年3月31日まで
株式会社Aに約17年間勤めたが、申立期間の標準報酬月額が8年4月にさかのぼって50万円から9万2,000円に引き下げられている。
勤務期間中は、そのような説明は無く、社会保険事務所の方が来て、初めてその事実を知った。元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から8年2月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった8年3月31日より後の同年4月5日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された5人のうち、申立人以外はすべて役員であり、申立人も「社外的には取締役」であるとの同僚等の供述があるが、登記簿には役員として記載されていない上、雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、当時の事業内容について事業主は、「経営不振で資金繰りに苦勞をしており、社会保険料の滞納があった。」と供述し、経理担当役

員は「社会保険事務所に呼ばれ、係員の指示に従い判を押した」と供述した。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年1月から8年2月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格喪失日を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで
株式会社Aに昭和40年4月1日に入社し、現在まで継続して在職中であるが、昭和42年10月1日に同社B支店から同社C工場へ転勤となった時の1か月の被保険者記録が抜けている。退職はしていないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D保険組合の加入記録及び株式会社A発行の在職証明書並びに他の同僚の異動状況から判断すると、申立人が昭和40年4月1日から平成18年4月30日の定年退職まで継続して勤務していたこと、及び昭和42年10月1日に株式会社AのB支店から同社C工場へ転勤したことが認められる。

一方、株式会社Aが、申立人に対し、申立期間の脱漏があるとして、年金記録確認第三者委員会に申立てをするように促し、認められない場合は同社が補填をすることが記載された「厚生年金保険の加入期間の脱漏について」という書面を発行していること、及び同趣旨の回答を当委員会へ行っていることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る株式会社AのB支店における昭和42年8月の記録により3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る人事記録等の資料を保存していないため不明としているが、事業主が申立人に宛てた「厚生年金保険の加入期間の脱漏について」という書面を発行していること、及び厚生年金保険料の納付勧奨に応じるとの回答をしていることから、事業主が昭和 42 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 42 年 9 月の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成5年3月から6年5月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年6月20日まで

A社会保険事務所の職員から、B株式会社における申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に下げられていることを知らされた。

B株式会社を平成6年6月20日に退職させられるまでの間に、給与は少し下がったが、9万8,000円になってはおらず、退職時の離職票及び源泉徴収票を保管しており保険料の控除額が証明できることから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によれば、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月の定時決定において53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年3月26日以後の同年4月13日に、5年3月までさかのぼって標準報酬月額を変更して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が保管するB株式会社の発行した雇用保険被保険者離職票-2及び給与所得の源泉徴収票(平成5年及び6年分)により、申立人の申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除額が、7年4月13日にさかのぼって変更される以前の4年10月の定時決定における標準報酬月額

によるものであることが推認できる。

さらに、商業登記簿によれば、申立人はB株式会社の役員ではなく、B株式会社に工場長として勤務していたところ、業績不振を理由に退職を求められ平成6年6月20日に退職し、それ以後に同社から厚生年金保険の標準報酬月額の変更について「連絡を受けたことは無く、連絡をしたこともなかった。」と供述しており、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

なお、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成5年3月から6年5月までを53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成10年10月から11年6月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成11年7月から同年9月までの標準報酬月額を44万円、同年10月の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、両申立期間とも各事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年10月1日から11年7月1日まで
② 平成11年7月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に株式会社Aに勤務していた時の標準報酬月額について照会したところ、平成10年10月1日から11年6月30日までの期間について、手元の給与明細の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。また、B株式会社に勤務していた時の標準報酬月額についても、11年7月1日から同年10月31日までの期間について、手元の給与明細の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。両期間の標準報酬月額の記録については、給与明細の保険料控除額に見合った額になっていないので、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答表(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額が14万2,000円となっていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間の給与明細書の記載内容から判断

すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。よって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額により、平成10年10月から11年6月までを44万円とすることが妥当である。

なお、株式会社Aの事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主から提出のあった算定基礎届（「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」）に基づき、保険者算定がされ、14万2,000円と定時決定されており、その結果、給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額になっていないことから、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答表（訂正・取消済資格記録）において、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額が14万2,000円となっていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間の給与明細書の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。よって、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額により、平成11年7月から同年9月までを44万円、同年10月を38万円とすることが妥当である。

なお、B株式会社の事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が株式会社Aの最終月の標準報酬月額14万2,000円を被保険者資格取得届の報酬月額として届け出たと供述していることから、給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額になっていないため、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年5月から同年8月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年5月1日から同年9月30日まで

Aとして株式会社Bに入ったが、トラブルがあり、同社を辞めた。
遡^{そきゅう}及訂正された平成4年8月にはもう次の会社で働いていた。どう考えてもおかしいので、調べて年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年5月から同年8月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Bについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年6月30日以降の同年8月6日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年5月から同年8月までは8万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、株式会社Bの登記簿では、申立人は取締役ではなく、さらに申立人の配偶者も、申立人はAとして同社に入ったと供述している上、社会保険庁の記録からも、申立人は遡^{そきゅう}及訂正された平成4年8月6日には、同社をすでに辞め、次の勤務先であるC株式会社の被保険者であったこ

とが確認できる。

加えて、株式会社Bは平成4年6月30日に適用事業所ではなくなり、8年6月1日には解散している上、同社の代表取締役であったD氏は既に死亡しており、他の取締役も所在が判明せず、詳細を確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成3年5月から同年8月までを53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和35年12月から36年6月までを2万6,000円に、同年7月を3万円に、同年8月から同年12月までを2万8,000円に、37年1月から同年3月までを3万円に、同年4月から同年7月までを3万3,000円に、38年3月から同年7月までを3万6,000円に、41年5月から同年9月までを5万6,000円に、及び45年4月から同年5月までを10万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月1日から60年8月1日まで
(株式会社A)
② 昭和60年8月1日から同年12月1日まで
(B有限会社)
③ 昭和61年5月1日から平成2年10月31日
まで (C株式会社)

株式会社A、B有限会社及びC株式会社から支給された給与額と社会保険庁の保管する標準報酬月額とに相違があるので、調査・確認の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①における株式会社Aの標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、昭和35年12月から36年6月までを2万6,000円に、同年7月を3万円に、同年8月から同年12月までを2万8,000円に、37年1月から同年3月までを3万円に、同年4月から同年7月までを3万3,000円に、38年3月から同年7月までを3万6,000円に、41年5月から同年9月までを5万6,000円に、及び45年4月から同年5月までを10万円に、それぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和35年12月から45年5月までの申立期間（後述の訂正不要とする期間を除く。）の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、180か月（昭和34年11月から35年11月までの期間、37年8月から38年2月までの期間、同年8月から40年4月までの期間、同年10月から41年4月までの期間、同年10月から42年3月までの期間、同年7月から44年10月までの期間、45年6月から46年5月までの期間、48年12月、49年3月から同年5月までの期間、51年1月、52年4月から55年9月までの期間、同年11月から58年12月までの期間、及び59年12月）については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間①のうち、14か月（昭和40年5月から同年9月までの期間、42年4月から同年6月までの期間、44年11月から45年3月までの期間、及び55年10月）については、給与明細書において確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に相違がみられるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のい

ずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間①のうち、3か月（昭和47年12月、49年12月、及び50年2月）については、給与明細書から確認できる報酬月額は標準報酬月額の最高等級であり、控除額が最高等級の標準報酬月額に基づく保険料額よりも高額ではあるが、社会保険事務所の記録における標準報酬月額も最高等級であることから、記録を訂正する必要は認められない。

加えて、申立期間①のうち、80か月（昭和46年6月から47年11月までの期間、48年1月から同年11月までの期間、49年1月から同年2月までの期間、49年6月から同年11月までの期間、50年1月、同年3月から同年12月までの期間、51年2月から52年3月までの期間、59年1月から同年11月までの期間及び60年1月から同年7月までの期間）については、給与明細書の提出が無く、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

- 4 申立期間②におけるB有限会社の標準報酬月額は、申立期間②のすべての期間（昭和60年8月から同年11月まで）について給与明細書の提出が無く、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

しかしながら、昭和60年12月の給与明細書は提出されており、当該給与明細書は同年11月分給与の支給明細と認められるところであるが、当該給与明細書において確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に相違がみられるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

- 5 申立期間③におけるC株式会社については、社会保険庁の標準報酬月額の記録及び申立人から提出のあった給与明細書から、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたものと認められる。

これを前提とした上で、当該事業所における標準報酬月額は、申立期間③のうち、40か月（昭和61年5月から62年8月までの期間及び同年12月から平成元年11月までの期間）については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間③のうち、3か月（昭和62年9月から11月まで）については、給与明細書において確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に相違がみられるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間③のうち、10か月（平成元年12月から2年9月まで）については、給与明細書の提出が無く、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年10月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年7月から同年9月までの標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年11月1日まで

私は、平成6年6月から7年10月末日まで、A社に勤務しておりましたが、厚生年金保険の記録をみると、6年6月の1か月しか加入していないと記録されていたので、申立てすることにしました。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は、平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人について、同年10月21日に被保険者資格の喪失処理が行われているが、7年4月24日において6年10月の定時決定の取消処理及び当該資格喪失日（6年10月21日）を同年7月1日にする取消処理が行われていることが確認できる。

また、申立人と同じ処理日の平成7年4月24日付けで、同僚一人は、6年10月の定時決定の取消処理及び資格喪失日（6年12月12日）を同年7月1日にする取消処理が行われ、同僚二人は、資格喪失日（7年1月25日）を6年10月1日にする取消処理が行われていることが社会保険庁の記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日に

については、同年10月21日とすることが妥当であると認められる。

なお、平成6年7月から同年9月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年10月21日から7年11月1日までの期間については、当該事業所は、既に全喪しており、事業主及び同僚の所在も不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年10月から7年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C営業所における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日に、また、申立期間②の資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、申立期間①及び②における標準報酬月額をそれぞれ3万9,000円及び7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主の申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務の履行について、申立期間①については明らかでなく、申立期間②については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月21日から同年12月21日まで
② 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、A株式会社に昭和44年4月1日から平成17年10月8日まで一度も退職することなく勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した社員履歴、人事発令、「D」及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和44年4月1日から平成17年10月8日までA株式会社に継続して勤務し（①45年11月21日にA株式会社から同社C営業所に異動、②46年10月1日に同社C営業所が同社E支店に昇格したことに伴う異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C営業所における昭和45年12月の社会保険事務所の記録から3万9,000

円に、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C営業所における46年8月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年3月1日まで

申立期間は、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずである。平成4年12月31日に資格喪失していることに納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が平成5年2月末日まで株式会社Aに継続勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成4年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年12月31日（当初の日付、その後5年7月7日に訂正）より後の5年7月7日であり、当該事業所において、申立人と同日に遡及して厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め18人いることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、平成5年7月7日までは株式会社Aが適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、遡及して被保険者資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、遡及して喪失処理をされた者の中には、厚生年金保険の資格喪失した後の期間であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていたことが、給与明細書により確認できた者もいる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年3月1日であると認められる。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る4年11月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成4年8月及び同年9月は16万円、同年10月から5年7月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年8月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時受けていた給与と比べて著しく低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する平成4年8月及び同年9月は16万円、同年10月から5年7月までは17万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（5年11月30日）以降の同年12月3日付けで申立人を含む21人について標準報酬月額が4年8月1日まで遡^{そきゅう}及して引き下げられた記録が残されている。

このうち、申立人の標準報酬月額は平成4年8月及び同年9月は16万円から11万8,000円に、同年10月から5年7月までは17万円から11万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正処理をするという合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年8月及び同年9月は16万円、同年10月から5年7月までは17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月17日から同年10月31日まで

社会保険事務所からの連絡により、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間（平成4年6月から同年9月まで）の標準報酬月額が、実際の給料（36万円くらい）より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日以降の同年12月22日に、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、4年6月から同年9月までの標準報酬月額が36万円から24万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年6月から同年9月までは36万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成元年4月から同年9月までの標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年4月1日から同年10月21日まで
株式会社Aには昭和63年3月1日から平成元年10月20日まで勤務したが、元年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額が47万円から26万円に減額されている。当時、給与の金額に変更は無く、標準報酬月額の金額はおかしいので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける申立期間当時の申立人を含む厚生年金保険被保険者6人のうち5人の標準報酬月額が、申立期間以前の標準報酬月額に比較して減額されていることが確認できる。しかし、申立人が提出した申立期間の給与明細書及び源泉徴収票の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、当時B部長の職責であったが、申立人及び同僚の供述等から、事業主が申立期間である平成元年4月から同年9月までの標準報酬月額を、申立期間以前と比較して減額した額を社会保険事務所に届け出ていたことに関与していたことをうかがわせるような周辺事情は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事情を供述できる事業主や役員等に連絡がつかない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額の訂正に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成8年4月から同年9月までは15万円、同年10月から10年3月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年4月1日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aにおける平成10年5月の訂正処理で、8年4月から10年3月までの標準報酬月額が30万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により申立期間当時において株式会社Aの監査役であり、申立人及び複数の従業員の供述により社会保険を含む事務処理全般を担当していたことが確認できる。

しかしながら、事業主が社印を日常的に持ち歩くなど権限が事業主に集中していたこと及び複数の従業員の供述により事業主一人に絶対的な権限があり、申立人に実質的な権限が無かったことが推認できる。

また、社会保険庁の記録では、株式会社Aは、平成10年4月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、平成8年4月から同年9月までは15万円、同年10月から10年3月までは20万円と記録されていた。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、当該事業所において、適用事業所に該当しなくなった日以降の平成10年5月1日付けの訂正処理において、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、8年4月から同年9月まで

の期間を 15 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 10 年 3 月までの期間を 20 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出たとおり、8 年 4 月から同年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 10 年 3 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月14日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、株式会社AのD支店から同社C支店に異動したが、このうち昭和28年2月14日から同年4月1日までの記録が抜けていた。継続して同じ会社に勤務していたので、この期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和28年2月14日に株式会社AのD支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aを継承した株式会社Bは、当時の株式会社A関連の人事書類が現存しないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社

会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年10月26日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた申立期間について、加入期間がつながっていないとの回答をもらった。同社には昭和33年12月1日に正社員として入社し、途中、B県のスーパーに出向があったが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共に働いた事業主をはじめとした複数の同僚の供述及び当時の株式会社Aの業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、記録の欠落については、当時申立人がB県のスーパーに出向したこと、当時勤務先に住所を構えていた申立人が急遽出向先近くの住宅に移転したことなどにより、事務的な誤りがあったものと推認される。

さらに、当時申立人は社長と同様の出店計画の外回りを担当していたので、本社には不在の時期もあり、資格得喪の判断もしにくかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにお

ける申立期間前後の昭和 43 年 9 月及び同年 12 月の社会保険事務所の記録から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、不明とされており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月及び同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）本店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年1月1日）及び資格取得日（30年4月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年1月から同年3月までを1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から同年4月1日まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和30年1月から同年3月までの記録が無いとの回答であったが、20年11月20日に株式会社Aに入行以来、56年6月26日に退職するまで継続して勤務しており、この期間に転勤等もしていないので、欠落があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの在職証明書によれば、申立人は、昭和27年6月14日から34年10月14日まで株式会社A本店C課、同年10月15日から36年1月9日まで同行D支店に勤務しており、元同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立期間は継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、人事記録とおおむね時期の合っている昭和23年6月2日に被保険者資格を取得し27年6月20日に被保険者資格を喪失したことが記録されている社会保険事務所が保管する被保険者名簿がある一方で、23年9月1日に被保険者資格を取得し30年1月1日に被保険者資格を喪失したことが記録されている被保険者名簿があることが確認できる。

さらに、申立人が、昭和30年1月1日に被保険者資格を喪失した後、30年4月1日に被保険者資格を取得した際、健康保険の番号が同じ番号であることが確認できる上、複数の被保険者名簿で申立人の厚生年金保険番号を訂正している箇所が見られるなど、社会保険事務所による申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和 30 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、30 年 4 月 1 日に取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、27 年 6 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36 年 1 月 10 日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に對して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 29 年 12 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成5年8月から6年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年6月30日まで
平成6年7月7日に、さかのぼって、A株式会社での5年8月1日から6年6月30日までの期間の標準報酬月額が53万円から15万円に引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の平成6年6月分の給与台帳により、同年5月の厚生年金保険料として、標準報酬月額53万円に相当する保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該事業所における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同日以降の同年7月7日付けで、さかのぼって、5年8月から6年5月までの期間を53万円から15万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、戸籍謄本によると同社の代表取締役の親族であることが確認できるものの、申立期間当時、社会保険の手続きに関しては、部署が違うので全く関わりはなかったとしており、複数人の同僚から申立人の役職は工場長であるとの供述があること、及び昭和48年4月から平成6年6月24日まで雇用保険に加入していることなどから判断すると、申立人は、実質的に当該事業所とは雇用関係にあったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような

遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成5年8月から6年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月8日から同年10月1日まで

社会保険事務所で確認したところ、昭和42年5月から同年9月までの標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より大幅に低くなっていた。A株式会社（現在は、株式会社C）B工場に転勤した際に給与を減額されたことはなく、給与額と社会保険事務所が記録している標準報酬月額との間に相違が生じているのは、納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社CのB工場が保管する台帳により、申立期間における申立人の賃金月額が3万4,600円であり、標準報酬月額が3万6,000円であることが確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から控除した申立期間に係る厚生年金保険料の金額については賃金台帳等の資料が無いことから不明としているものの、社会保険料の控除方法は当月控除であり、申立期間当時、転入してきた従業員については氏名、生年月日、資格取得年月日、標準報酬月額及び賃金月額等を台帳に記載した上で、当該台帳に記載された標準報酬月額に基づいて計算された厚生年金保険料を給与から控除してい

たとえられるとしている。

さらに、台帳で確認できる申立人以外の従業員の標準報酬月額は、すべて社会保険庁の記録にある標準報酬月額と一致していることから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成 4 年 3 月から 5 年 3 月までの標準報酬月額が給与と比較して著しく低額であった。給与 (53 万円) に基づいた保険料を支払っていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票 (訂正・取消済資格記録) において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたが、社会保険事務所の記録では株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 4 月 30 日以降の 6 年 4 月 6 日付けで、申立人を含む 9 人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されており、申立人の 4 年 3 月から 5 年 3 月までの標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年8月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年7月21日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年3月21日まで
② 平成5年3月21日から同年7月21日まで
社会保険庁の記録によれば、標準報酬月額が大幅に引き下げられており、また、勤務していた期間も一致しない。

申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、また、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から5年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月21日）の後の同年4月23日付けで、3年8月1日に遡^{そきゅう}及して、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録が、平成3年8月から5年2月までは8万円に訂正されていることが確認できるところ、このような標準報酬月額の引き下げ処理を

社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円とすることが必要であると認められる。

申立期間②について、同僚の給与支払明細書、夏季賞与支給の通知、当時の未払い金明細及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間②において株式会社Aに継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成5年2月の社会保険庁の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、株式会社Aは、平成5年3月21日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、その後は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無いが、商業登記簿の記録から、同社は申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日（昭和36年1月16日）及び資格取得日（36年4月10日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月16日から同年4月10日まで
会社の事務処理誤りにより、A株式会社B工場における厚生年金保険の加入記録に空白が生じている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社が当委員会へ提出した文書「D」において、申立人についてA株式会社B工場に在籍していたにもかかわらず、同社の事務処理誤りにより昭和36年1月16日に厚生年金保険の資格を喪失させ、同年4月10日に資格を再取得させたため、厚生年金保険の加入記録に空白が生じていると回答していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、C株式会社は、申立人が同社に勤務していた期間に空白が生じているのは同社が届出を誤ったためであり、申立期間に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から控除していたものと推察されると回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、E課の担当者によれば、「Fに新しくできた部署に申立人が配属されたものの、当時の組織図で確認したところ、その新しい部署はすでにGに移っており、当時の担当者が、F転勤と思い込み処理したと思われる。」と供述していることから、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和36年4月の社会保険庁のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付していないとしており、誤った届出をしたことも認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年5月から5年5月まで53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年6月16日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成4年5月から5年5月までの13か月についての標準報酬月額が給与の額に見合っていない。当該期間の給与は80万円程度であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、厚生年金保険の適用事業所である株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月及び4年10月の定時決定において当時の最高等級額である53万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった5年6月16日以後の同年8月3日に、4年10月の定時決定を超えて4年5月までさかのぼり、月額変更により8万円に引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、提出された雇用保険受給資格者証に記録された離職時賃金日額と申立期間の給与明細表の給与額に矛盾は認められず、申立人が主張する標準報酬月額に応じた厚生年金保険料の控除も確認できる。一方、申立人は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるところ、申立人は取締役であったものの、本来役員であるものが加入できない雇用保険の加入記録があること、その業務は現場監督と契

約立ち会いに専念する立場にあったとの供述があるほか、会社の経理は代表取締役である社長及び特定の経理担当者が行っていたとの供述が複数の会社関係者から得られたことから判断して、申立人は当該標準報酬月額 of 訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に届け出た当初の記録から、平成4年5月から5年5月までは53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所によって申立期間の有限会社Aでの標準報酬月額を15万円から9万8,000円に減額された。申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を勤めていた有限会社Aは、平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は5年2月3日付けで3年12月から4年10月までが15万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、遡^{そきゅう}及訂正について事業主から聞いていないとしている上、申立人は、申立期間当時、有限会社Aにおいては、取締役という役職ではあったが、縫製及び同社が受注する業務の単価交渉を主業務とし、社会保険手続等の業務は事業主が行っており申立人は関与していないと主張しており、事業主も同様な供述をしている上、複数の従業員も、申立人は社会保険の手続には関与する立場ではなかったと供述している。

さらに、上記遡^{そきゅう}及訂正は、有限会社AがB地方裁判所から破産宣告を受けてから2か月以上後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が取締役として当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたと推認するまでに至らない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 15 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年11月30日まで
社会保険事務所によって申立期間の有限会社Aでの標準報酬月額を26万円から9万8,000円に減額された。申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、有限会社Aは、平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、5年2月3日に3年10月から4年10月までの申立人に係る標準報酬月額が26万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、有限会社Aの閉鎖事項全部証明書により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるが、上記遡^{そきゅう}及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けてから2か月以上後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたと推認するまでに至らない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年12月30日まで
社会保険事務所によって申立期間の株式会社Aにおける標準報酬月額を59万円から9万8,000円に減額された。申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を勤めていた株式会社Aは、平成9年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る7年12月から9年11月までの標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である、10年1月9日に当初59万円と記録されていたものが9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、株式会社AのB長という役職で販売の責任者であり、社会保険手続の業務には関与しておらず、^{そきゅう}遡及訂正についても事業主から聞いていないと主張している上、同社の事業主も、申立人は社会保険の事務手続について権限はなく関与もしていないとしており、複数の同僚からも同様な供述があった。

なお、株式会社Aの事業主は、昨年、社会保険手続等の業務を行っていたC長から、独断で社会保険事務所における標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に同意したと聞いたとしている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月24日から同年11月1日まで
昭和41年10月下旬に社内異動によりA株式会社(B本社)から同社C支店に転勤したが、厚生年金保険の記録では同月24日に同社(B本社)の資格を喪失し同年11月1日に同社C支店の資格を取得している。欠落している1か月を被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与計算書、雇用保険の加入記録及び元同僚等の供述により、申立人が申立期間当時、A株式会社(B本社)及び同社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和41年10月分の給与計算書によれば、同月分の厚生年金保険料はA株式会社(B本社)の同年9月の標準報酬月額に係る保険料と同額が控除されていることから、申立期間の標準報酬月額については、同社(B本社)の同年9月の標準報酬月額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は解散している上、申立期間当時の事業主も既に死亡し、申立期間以後の事業主も当時の厚生年金保険関係の書類は保存しておらず保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年8月31日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和28年9月1日にA株式会社から同社C工場に転勤した際の1か月が加入期間から欠落していることがわかった。

しかし、私は、A株式会社に昭和26年6月1日に入社し、46年2月20日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び事業所の人事担当者は「申立期間当時の人事担当者が申立人の申立期間に係る資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出た可能性が高い」と供述していることから判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和28年9月1日にA株式会社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主

が申立人の資格喪失日を昭和 28 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和45年4月1日付けで株式会社AのB支店からC株式会社(所在地D市)に異動したが、グループ会社間の異動にもかかわらず、厚生年金保険の記録が45年3月31日に喪失、同年4月1日資格取得になっており、1か月記録が抜け落ちている。資格喪失日を昭和45年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が株式会社Aの関連事業所に勤務し(昭和45年4月1日に株式会社AのB支店からC株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同社が保管するE健康保険組合名簿及びF厚生年金基金の喪失年月日が昭和45年3月31日になっていることから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っており

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 36 年 8 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 36 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 25 日から同年 8 月 15 日まで

社会保険庁の記録では、A 有限会社における厚生年金保険被保険者資格喪失が昭和 36 年 2 月 25 日になっているが、同社を退職する前に、次の会社(B 所)を決めて辞めていることから、同年 8 月 15 日ころまでは勤務していたので、この期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の A 有限会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 36 年 2 月 25 日となっているが、同僚の供述により申立人は同年*月*日の昼休みに発生したたき火中の事故により通院したこと、及び他の同僚が申立人は A 有限会社を退職し、B 所に転職した際に半年もの空白はなかったと供述していることから、申立人が被保険者資格喪失日の同年 2 月 25 日以降も A 有限会社に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A 有限会社は昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが記録されているところ、同名簿によれば、同年 8 月 1 日となっていた申立人の被保険者資格喪失日は、同年 2 月 25 日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に喪失日訂正が行われた者が 8 人おり、さらに A 有

限会社が適用事業所ではなくなった同年9月1日と同日に資格喪失が記録されている者のうち被保険者資格喪失日が同年2月25日と訂正されている者が3人、同年4月20日と訂正されている者が21人いることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る訂正記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の訂正前の当初の記録のとおり昭和36年8月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社における社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 56 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が、夫の分の保険料と一緒に納付しており、夫は納付済みとなっているのに私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 11 月ころ、A 市役所（現在は、B 市役所）で、夫と共に国民年金の加入手続きを行い、その後定期的に夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳には、申立人の婚姻後の姓の変更及びC 区からA 市への住所変更が申立期間直後の 56 年 3 月 31 日付けで記録されており、しかも、これと同内容の変更の記録が、同市の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳にも認められることから、申立人は、前記の姓の変更等の手続きがなされた 56 年 3 月に、国民年金への再加入手続きを行ったものと考えられ、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、申立人の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、B 市によると、第 3 回特例納付の実施期間終了後しばらく経過した時期の昭和 56 年 3 月ころ、当時の A 市から、国民年金保険料の納付勧奨の通知が未納者あてに個別に郵送された可能性が高いとしていることから、申立人も同通知を受けたことを契機に、国民年金加入手続きを行い、併せて前記の姓の変更等の手続きを行った可能性も考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年1月までの期間及び51年8月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から47年1月まで
② 昭和51年8月から59年5月まで

申立期間について未納とされていたが、申立期間①及び②ともに裕福だった養父が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、離婚後の申立人の母親の生活を支援し裕福だった申立人の養父が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年11月であり、申立期間①は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に、当該期間の国民年金保険料を申立人の養父が納付してくれたはずであると主張しているが、申立期間当時、養父と同居していたとする養父の実子で、申立人とは父親違いとなる弟は国民年金に加入していないことから、養父が既に結婚し別居していた申立人の保険料のみを納付していたとするのは不自然である。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている当時の申立人の妻は、申立期間②の保険料は未納となっている。

3 申立期間①及び②を通し、申立人は国民年金保険料の納付に関与して

おらず、申立人の養父は既に他界しているため、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②ともに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は実家で営む有限会社Aの事務を手伝っていました。20歳になり、以前から両親の国民年金の集金に来ていたB区の職員に加入手続をしてもらい、3か月ごとに両親の分と一緒に自分の分を集金してもらったので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ころに国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月ころに払い出されており、加入手続をしたとする時期と相違している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時に申立人と同居し、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人の両親に保険料を納付してもらっていたとしている申立人の従姉妹は、申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から39年3月まで

昭和37年2月ころ私が20歳になったので、父か母がA区役所に出向き国民年金の加入手続をした。その後、3か月ごとに区役所の人から自宅に来て縁側で家族の保険料を集金し、1か月分一人150円の印紙を貼っていたのを覚えている。最初のころは私の国民年金手帳は無く、白い紙に印紙を貼っていたが、しばらくしてから手帳ができたからと持ってきた。父母が納付済みになっているのに私の37年2月から26か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月ころ、その父又は母がA区役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は39年5月ころに払い出されており、その申述と異なっている。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点で、申立期間は過年度納付が行える可能性のある期間であるが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、それらの手続を行ったとするその父及び母は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年6月まで

何年ころかは忘れてしまったが、A市役所から未納期間があるので2年間さかのぼって支払うようにとの通知があった。そこで妻が私の貯金を降ろして市役所のB出張所へ行って夫婦二人分の保険料をさかのぼって納めた。

昭和42年2月から45年6月までが未納となっているので、その期間を過年度納付したと思うが確かに支払ったものが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から納付勧奨通知があったので、その妻が市役所出張所に出向き、申立期間の保険料を過年度納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月ころに払い出されており、払出の時点では、申立期間は時効により過年度納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人の妻も申立期間における国民年金保険料は未納である上、申立人は、申立期間直後の昭和46年7月から48年3月までの分を手帳記号番号払出し時点の48年10月8日にその妻と一緒に過年度納付していること、及び申立人は過年度納付をしたのは1回であったとしていることから、申立期間の納付とこの期間の過年度納付とを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年6月に税理士事務所を開業して7、8年過ぎたころ、自営業なので将来のことを考え国民年金に加入しておかなければならないと夫婦で相談し、46年1月に妻がA市役所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。妻によると、市役所の職員に、25年間保険料を納めないと将来年金がもらえないと言われたので、年金がもらえるように加入した時期からさかのぼった保険料額を計算してもらった。その後、夫婦二人分のさかのぼった国民年金保険料を、妻が市役所か銀行で納付書により納めた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続時に将来年金がもらえるように保険料額を計算してもらって申立期間を含めてさかのぼって国民年金保険料を納めたとしているが、申立人が昭和46年1月に第1回特例納付及び過年度納付により60歳までに22年の受給資格期間を満たすに足る期間(40年4月から45年3月まで)の保険料を納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できることから、申立人が加入手続時にさかのぼって納付したとする期間は上記の期間であると考えるのが相当である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、さかのぼって納付したとする納付期間、納付金額について、記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和38年6月に夫が税理士事務所を開業して7、8年過ぎたころ、自営業なので将来のことを考え国民年金に加入しておかなければならないと夫婦で相談し、46年1月に私がA市役所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。市役所の職員に、25年間保険料を納めないと将来年金がもらえないと言われたので、年金がもらえるように入会した時期からさかのぼった保険料額を計算してもらった。その後、夫婦二人分のさかのぼった国民年金保険料を、私が市役所か銀行で納付書により納めた。申立期間について、未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続時に将来年金がもらえるように保険料額を計算してもらって国民年金保険料を納めたとしているところ、受給資格期間を満たすに足る期間の保険料を、第2回特例納付により納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できることから、第1回特例納付で申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人は、さかのぼって納付したとする納付期間、納付金額について、記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年2月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から49年2月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間①及び②の当時、私と両親は自営で洋裁業を営んでおり、父親が私の分の国民年金保険料を納めていたはずであるが、社会保険庁の記録では、両親には納付した記録があるが私は未納となっている。自営のため会計士にも依頼して確定申告も行っており、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月27日に払い出されており、その時点では申立期間は時効により納付できず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料納付に関与していないため、加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は72か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年9月から5年3月まで
会社が倒産したので、平成3年11月ごろA町で国民年金の免除申請
手続をした。免除申請が認められたはずなのに、申立期間が未加入とな
っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月ころA町役場で国民年金の免除申請手続をし
たと主張しているが、一緒に免除申請をしたとする申立人の妻の納付記録
は未納となっている。

また、申立人が免除申請をしたとする期間は、平成3年9月から5年3
月までの2年度にわたっていることから、免除申請の手続は2度行う必要
があるが、2度の免除申請をしたとする記録がすべて滅失してしまうこと
は考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金の免除申請を行ったことを示す
関連資料は無く、ほかに免除申請をしたことを示す周辺事情も見当たらな
い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金については、A町役場(現在は、B市)で、亡くなった母が加入手続や納付をしてくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親の納付記録は、昭和36年4月から39年3月まで申請免除となっており、申立人と同居していたその妹の納付記録は、申立期間に含まれる37年9月から39年3月までの期間が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月8日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から47年3月まで
高校を卒業して会社に勤めたが、両親の自営業が忙しかったので、会社を1年ほどで辞めて家業の手伝いをした。国民年金については両親が加入手続をしてくれ、結婚するまでは納付もしてくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親は既に他界しており、母親からも聴取できないため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月13日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年10月までの期間及び44年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年10月まで
② 昭和44年2月から45年3月まで

申立期間当時は、「20歳になったら国民年金に加入しましょう」の啓蒙ポスターが町のあちこちに貼られており、私も将来に一抹の不安を感じて昭和41年10月の肌寒い午後にA市役所で加入手続をし、保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和41年10月ころにA市役所で加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月に払い出されていることから、この時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、納付したとする国民年金保険料の納付時期、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 31 年 12 月まで

18 歳のころ A 区 B 町の株式会社 C で働いていた。同社に入社したときも退社したときも同僚の D さんと一緒だった。社会保険庁の年金記録には同社での厚生年金保険の加入記録が抜けているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は株式会社 C に D 氏と一緒に入社し、一緒に退職したと申し立てているが、D 氏は昭和 29 年ころ約半年間、申立人と同社で一緒に働いていたと供述している上、社会保険庁のオンライン記録によると、D 氏は申立期間中の昭和 29 年 7 月から同年 11 月まで E 県内の F で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、D 氏は申立人と同様、株式会社 C での厚生年金保険の被保険者記録が無く、同氏は C で厚生年金保険に加入していたかは不明であると供述している。

さらに、事業主は、「50 年以上も前のことであり、その当時を知る人もおらず確認できる資料も無い」と回答しているほか、同僚照会で回答のあった同僚 4 人全員が申立人と D 氏について、一緒に勤務していたかは不明または記憶にないと供述している。

なお、前述の同僚 4 人に対し、自身が記憶している入社日を聴取したところ、このうち二人は被保険者資格の取得日が入社日と相違しており、そ

れぞれ、1か月、3か月後の資格取得となっていることが確認できた。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Cの健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には申立期間とその前後の健康保険番号に欠落は無く、申立人の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
A 社に昭和 48 年 3 月 21 日に入社し、平成 7 年 6 月 30 日に退社するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人の「退職金計算票」により、申立人が申立てのとおり昭和 48 年 3 月 21 日から平成 7 年 6 月 30 日まで A 社に継続して勤務したこと、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、48 年 8 月 8 日に厚生年金保険に加入したことが認められる。

しかし、事業主は、申立人が昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、50 年 3 月 1 日に同資格を再取得した B 社会保険事務所の確認印が押された確認通知書を保管しており、これについて事業主は、申立人の意向無しにこのような手続を行うことは無く、厚生年金保険料も控除していないと供述している。

さらに、同僚照会した 9 人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入についての具体的供述は得られず、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、前述の 9 人の同僚のうちには、「社会保険の加入については希望者

だけであったかもしれない」と供述している者もあった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和20年9月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。昭和20年4月1日から同年8月31日までA株式会社に、同年9月1日から22年3月6日までB株式会社に勤務しており、両社は同一場所に所在していた同一企業であることから、一貫した継続勤務となるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社会保険事務局が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年1月20日以降に被保険者資格を取得した者はおらず、申立人の氏名も見当たらない。

また、当時の同僚照会に対して回答が得られた一人の同僚は、申立人がA株式会社に勤務していたが、その勤務時期についてはわからないとしている上、A株式会社は既に適用事業所に該当しなくなっており、同社を引き継いだ事業所も存在せず、事業主等からの供述を得ることができず、さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

申立期間②について、上記事務局が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和20年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の資格取得日も同日と記録されている。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿

及び社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳にも、上記名簿と同様の資格取得日が記録されていることが確認できる。

さらに、当時の同僚照会に対して回答が得られた一人の同僚は、申立人がB株式会社に勤務していたが、その勤務時期については不明としている上、同社は昭和 31 年 9 月に適用事業所に該当しなくなっており、かつ、同社を引き継いだ事業所も存在しないため、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 13 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、申立人が勤務していた A 株式会社は、平成 13 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の同年 11 月 9 日に申立人の同年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 62 万円から 13 万 4,000 円に遡^{（さかのぼ）}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A 株式会社の代表取締役であり、厚生年金保険料の滞納があったことを認めている上、申立人以外の従業員の標準報酬月額については訂正されていないことから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理について関与していたものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者の保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 1 月 30 日に株式会社 A を退職し、仕事に就く予定もなく年金の一時金受取りの相談に B 社会保険事務所に行くと、あと 22 か月で厚生年金保険の受給資格が得られると説明を受け、同年 5 月 10 日に 22 か月分の第四種被保険者の保険料、約 20 万円ぐらを一括納付した。

申立期間始期の昭和 59 年 6 月から C 社に勤めることになり厚生年金保険に加入したが、申立期間が厚生年金保険の第二種被保険者と第四種被保険者が重複していることには気づかなかつた。先日、送られてきた「ねんきん特別便」の加入記録を確認したところ、第四種被保険者期間が 13 か月しかないが、私は、22 か月分の保険料を納付したはずである。申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、昭和 58 年 5 月 10 日に申立人は厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を納付し、第四種被保険者資格を取得しているが、申立人が当該取得に係る手続を行った時期（手続を行った翌月以降が前納の対象となる）を踏まえると、当時の厚生年金保険の第四種被保険者の保険料の前納制度では、申立期間の 22 か月の当該保険料を一括前納することができず、申立人は 58 年 5 月の保険料と同年 6 月から 59 年 5 月までの 12 か月分の年度保険料の計 13 か月分の第四種被保険者の保険料を納付したものであると考えるのが妥当である。

また、申立人は、当時一括納付した厚生年金保険の第四種被保険者の保

険料額は約 20 万円と申し立てているが、当該保険料額は、保険料から算出すると 13 か月分相当の金額となる。

さらに、申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票では、資格喪失日は昭和 59 年 6 月※日と日付印が押され、修正された形跡も無く、また、申立人が所持している年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録欄の事業所名欄に「第四種」のゴム印が押印され、承認番号※、被保険者でなくなった日、昭和 59 年 6 月※日と記載されており、この記載内容は、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票の記載内容と一致している。

このほか、申立人が申立期間に申立てどおり、厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を納付したことを確認できる資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者の保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 26 日まで
私は、株式会社AのB支店の販売員として、昭和 33 年 12 月から 41 年 8 月末まで勤めて退職した時、その期間の脱退手当金を受給したことは覚えているが、申立期間の2度目の同社勤務は、弁当部門のパートで入社したので、この期間は厚生年金保険に加入していたとは今まで知らなかったし、まして脱退手当金を請求するはずがない。社会保険庁の記録では、申立期間が脱退手当金を受領したことになっているが、私は脱退手当金を請求も受領もしていない。申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、1回目の株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金の受給は認めている一方で、申立期間の2回目の同社の被保険者期間に係る脱退手当金は受給していないと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が所持している当時の厚生年金保険被保険者証及び申立人の厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金の支給を示す表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 10 日まで
② 昭和 41 年 9 月 7 日から 44 年 4 月 6 日まで

私は、申立期間①はA株式会社で、申立期間②はB株式会社で働き、結婚のため退職した。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求していないし、もらっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するB株式会社の申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間であったにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 2 月 28 日まで
② 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①についてはA株式会社B本店工事現場で、申立期間②についてはC株式会社で運転手として、申立期間③についてはD株式会社E場の現場監督として、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答があった。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA株式会社B本店の工事現場に関する状況を具体的に記憶しており、期間の特定はできないものの、当該現場の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社F現場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 11 月 1 日である上、同名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

また、事業主は申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いとしており、同僚照会で回答のあった同僚 5 人からも申立人の厚生年金保険加入に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の同僚 5 人は、「臨時工務員の厚生年金保険への加入については、現場統括責任者の判断により行っていた。次の現場でも継続雇用する者は加入させていた。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された事業所での写真及び同僚一人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、元事業主は申立人の在籍及び厚生年金保険加入手続は不明であると供述しており、同僚照会で回答のあった同僚3人からも申立人の厚生年金保険加入に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人はD株式会社Eでの新築工事現場に関する状況を具体的に記憶しており、期間の特定はできないものの、当該現場の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するD株式会社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

また、事業主は申立人にD株式会社での在籍を証明できる資料及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いと回答しており、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時にD株式会社に勤務していた同僚10人に照会したところ、本社G部に勤務していた同僚から、「当時、現場監督は入社後1年間は試用期間で厚生年金保険に加入させていなかった」との回答があったこと、及び申立人が主張する勤務期間が4か月間であることを合わせて判断すると、申立人は試用期間中に退職したため、当該事業所において厚生年金保険に加入しなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 なお、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する記憶は無い旨供述している。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 26 日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成 7 年 4 月から 8 年 6 月までの標準報酬月額が 30 万円から 24 万円に、同年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 36 万円から 24 万円に、同年 10 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額が 36 万円から 20 万円に、同年 5 月 1 日にさかのぼって訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていた株式会社Aは、平成 9 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 5 月 1 日付けで申立人に係る標準報酬月額が、7 年 4 月から 8 年 6 月までについては 30 万円から 24 万円に、同年 7 月から同年 9 月までについては 36 万円から 24 万円に、同年 10 月から 9 年 3 月までについては 36 万円から 20 万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私が社会保険事務所に呼ばれ、社会保険事務所の職員から滞納の事実を聞かされたが、その場で払えないと答えたところ、当該担当職員から役員の標準報酬月額をさかのぼって減額し相殺することもできると言われ、従業員に迷惑がかからないように、役員の標準報酬月額の減額処理に同意した。」と供述していること、及び申立人の夫は当時の代表取締役であったことから、申立人は、取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められ

る。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の変額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで
社会保険庁からの連絡により、平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、同年 9 月 4 日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 8 年 7 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 9 月 4 日付けで 7 年 11 月から 8 年 6 月までの申立人に係る標準報酬月額が 59 万円から 15 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

そして、申立人は、「社会保険関係の事務手続はすべて自分で行っていたが、このような遡^{そきゅう}及訂正の手続は行っておらず、平成 8 年 5 月以降における社会保険関係の手続は弁護士が行っていた」と主張している。

しかしながら、上記標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出については、代表取締役であった申立人が行ったか、又は当該弁護士が行ったことが想定されるが、同社の申立人以外の従業員 4 人に同僚照会しても協力が得られない中、当該弁護士の場合であっても、業務の性質上、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何らの相談もなく、独断で行ったとは考え難いと推認せざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものでないと主張

することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から同年12月まで
昭和46年1月から同年12月までA区にあったB病院（現在は、C病院）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、厚生年金保険に加入していたはずなので被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、昭和46年2月から同年8月までB病院において勤務していたことが認められる。

しかし、同病院によると、厚生年金保険に加入したのは昭和59年9月1日であり、当時は、国民年金及びD健康保険組合に加入していたと思われると回答しているため、同組合に確認したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

また、社会保険事務所の記録でも、B病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

なお、E保険組合の記録でも、B病院は昭和59年9月1日の加入となっている。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする同僚も申立期間において厚生年金保険には、加入していない。

加えて、B病院は、申立人に係る人事記録等を保有しておらず、申立人においても厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料等を所持していないため、申立内容に係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月末日まで A 株式会社(現在は、 B 株式会社)に勤務した。

退職の際に「健康保険証を返さないと退職してからも保険料を払ってもらふことになる。」と言われて健康保険証を返しに行ったことを記憶しており、退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであることから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、申立人が勤務していた(勤務期間は、不明)と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社勤務していたことが推認できる。

しかし、A 株式会社における申立人の雇用保険の記録は無く、事業主は申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び厚生年金保険料の控除について「記録が保存されておらず不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかつた。

また、A 株式会社に申立期間以後に勤務していた同僚は「A 株式会社は見習制度があり、入社して 3 か月間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、申立人の申立期間が 3 か月であることから、申立期間は厚生年金保険に未加入の期間であったことが推認される。A 株式会社は「見習制度について記録が保存されておらず不明である。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかつた。

さらに、社会保険事務所に保管されているA株式会社の被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間前後の健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立期間を含む昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は、国民年金に加入し、申請免除された記録となっていること、及びC市役所に確認したところ、申立期間を含む昭和 62 年 8 月 20 日から平成 3 年 10 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月29日から31年3月31日まで
社会保険事務所の記録では、A株式会社に係る厚生年金保険の加入期間が昭和29年11月20日から同年12月29日までの1か月のみとなっている。同社には、1年以上継続して勤務していたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況の詳細な説明により、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社において、継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の勤務状況について、当時の同僚7人に照会したところ、回答のあった4人全員が申立人の名前に記憶が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入や保険料控除がなされていたことをうかがわせるような供述や資料の提出は無かった。

また、同僚の記録を調査したところ、申立人を含む10人は、昭和29年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同日の同年12月29日に資格を喪失しており、厚生年金保険の加入期間は、ともに1か月であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）によると、申立人は、昭和29年11月20日資格取得、同年12月29日資格喪失と明確に記録されている。

加えて、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も生存が不明であることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所の記録によると、株式会社 A で代表取締役を務めていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給料より低い額に訂正されている。減額訂正した覚えがないので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 3 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の 4 年 7 月 21 日付けで 2 年 10 月から 3 年 11 月までの申立人に係る標準報酬月額が 53 万円から 18 万円に^{てきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額が訂正されたことを知らなかったとしているものの、i) 申立人は、同社が適用事業所ではなくなった平成 3 年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことや同社の厚生年金保険料の滞納があったことを認めていること、ii) 当時の従業員及び経理事務所に対して、同社の社会保険の手続等について照会したところ、申立人の標準報酬月額の減額訂正について、申立人が関与していなかったことをうかがわせる供述や資料の提供は無かったことなどから判断して、申立期間の保険料納付義務に責任を負うべき同社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に

ついて責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 31 日まで

私は、申立期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入を照会したところ、平成 20 年 12 月に、株式会社Aは適用事業所でない旨の回答が来た。以前に同社は適用事業所ではあるものの、私が被保険者となっていない旨の回答を得たこともあるが、入社した当時の経緯や健康保険が社会保険であったことなどから、申立期間が被保険者期間となっていないのには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部について複数の同僚の供述により株式会社Aに勤務をしていたこととうかがえる。

しかしながら、申立人が、厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、株式会社Aは、昭和40年6月5日において申立人の記憶するB区からC区に移転(40年6月25日登記簿閉鎖)しているものの、移転先には登記の記録が無く、事業主の所在及び事業所の存在が不明であるため、申立人の資格取得・喪失にかかる届出、申立人の厚生年金保険料の控除・納付に係る記録を確認する資料が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者オンライン記録及び被保険者原票において申立期間に係る欠番は無く、社会保険事務所の記載に不自然さはいくつか見えない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から同年8月21日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A校在学中に学徒動員でB株式会社C工場（現在は、株式会社D）で働き、昭和20年3月に繰上げ卒業後も引き続き勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA校同窓生の住所録及びE株式会社（終戦により、B株式会社に社名変更）の工場内で撮影した同窓生との集合写真により、期間の特定及び雇用形態の確認はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

また、B株式会社における厚生年金保険の加入記録がある複数の同窓生が、申立人は昭和20年8月まで勤務していたと供述している。

しかしながら、A校からE株式会社に学徒動員した同窓生30数人のうち、昭和20年4月2日から同社の厚生年金保険に加入しているのは17人であり、新規の厚生年金保険被保険者番号が連番で払い出され、申立期間において申立人の名前が無いことが、社会保険庁が保管するB株式会社の被保険者名簿により確認できる。

なお、複数の同窓生によると、昭和20年3月における繰上げ卒業後の進路は、「自宅が農家の生徒と代用教員になる生徒は動員が解除された。」と供述しているところ、申立人は21年3月31日からF校にGとして採用されていることが、同校の学校沿革誌により確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
加えて、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 10 月ごろまで
② 昭和 30 年 10 月から 31 年 5 月ごろまで
③ 昭和 31 年 5 月から 36 年 10 月ごろまで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB株式会社C営業所に、申立期間③についてはD社（現在は、株式会社E）F営業所に勤めていた。すべての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社の現在の事業主と「現在も年賀状のやりとりをしている」としており、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた現在の事業主も申立人が在籍していた旨を供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、社会保険庁の記録によると、A社という名称の厚生年金保険適用事業所は存在せず、現在の事業主も「当時は父親が社長であり、そのころの記録は分からないが、事業所は社会保険に加入していなかったと思う」と供述している。

また、当時の事業主及び現在の事業主が、A社に係る厚生年金保険被保険者であったとする記録は無い。

さらに、申立人は当該事業所における同僚二人の姓しか記憶していないため、当該同僚を特定できないことから、同僚等から当時の状況を聴取することができない。

2 申立期間②については、申立人が名前を挙げた同僚3人の姓が「G

株式会社（所在地C市）」の厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、事業所の所在地も申立人の申立てとおおむね一致する。しかし、同社は昭和30年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚7人全員が、申立期間②の期間に厚生年金保険を再取得しておらず、厚生年金保険の加入期間が無い。

また、B株式会社は昭和30年9月1日に合併によりH株式会社へ称号変更しているが、当該H株式会社は、「申立人が勤務していたことは確認できなかった」と回答しており、申立期間中のH株式会社の被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できなかった。

3 申立期間③については、D社から提出された昭和33年11月1日現在、34年11月1日現在及び35年11月1日現在の社員録から、申立人が33年11月から35年11月ころは、D社F営業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の氏名は、当該社員録の「I」の欄に記載されており、D社は、「『I』の身分は、F営業所の看板を使って営業を行い、売上げの一部が報酬になる個人事業主であり、厚生年金保険、健康保険は加入対象外であった」と回答している。

また、申立期間当時、社員録の「I」欄に記載されている他の者についても、D社の厚生年金保険の被保険者としての加入期間が無い。

さらに、申立期間③において適用事業所であるD社の被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できなかった。

4 このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年2月28日まで
直前の勤務先を昭和36年8月末に退職し、翌日にA株式会社へ入社した。36年10月には子どもが生まれており、当時無職無収入でいられるはずがない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所の名称、仕事の内容や同僚の姓を記憶していることから、入社日の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社が保管していた社会保険台帳には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年4月1日、組合管掌健康保険の資格取得日は37年3月1日、資格喪失日が39年9月1日と記録されているが、社会保険事務所の記録では、当該厚生年金保険の資格取得日は、前職のB株式会社における資格取得日であることが確認できる上、同社人事部は、「厚生年金保険については、当時提出された書類から把握した前職等の厚生年金保険の資格取得日を記入したものと思われ、健康保険の資格取得日は、A株式会社に入社した際の資格取得日を記載しているため、当社に入社したときの厚生年金保険の資格取得日は、健康保険の資格取得日と同日であると考えられる。」と回答しているところ、組合管掌健康保険の資格取得日と社会保険事務所の厚生年金保険の資格取得日の記録は一致する。

また、申立人は「当時の給与はほとんど歩合給で支払われていた」と述べており、同社が保管していた退職者カードにも当時Cであったことを示す「D」が記録されているが、同社人事部は申立人について「会社と委託

契約を結ぶCであったが、当時、Cは、試用期間（3か月から6か月）の後に本契約を結んでおり、申立期間は、社会保険に加入しない試用期間であったと思われ、このことは、当時からCとして働いている者や、当時Cで働いていた者からの話で分かった」と回答している。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除に係る記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A 有限会社における平成 9 年 4 月 8 日付けの訂正処理で、7 年 11 月 1 日から 9 年 3 月 31 日に資格を喪失するまでの標準報酬月額が、さかのぼって 59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられている。おかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A 有限会社は、平成 9 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日以降の同年 4 月 8 日付けで 7 年 11 月から 9 年 2 月までの 16 か月間が 59 万円から 9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は、A 有限会社の代表取締役であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は A 有限会社の厚生年金保険料について滞納はなかったとしている一方、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことの主な理由は、売上が減少してきたこと及び資金繰りが厳しくなったことだと供述しており、その影響で月末の社会保険料の銀行口座引落に苦労していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成8年1月1日から11年2月25日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち平成11年2月25日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から11年9月1日まで
社会保険事務所からの連絡により、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成8年1月から11年2月までの標準報酬月額の一部が実際の給与と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、平成11年8月まで継続勤務をしていたので、正しい記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が登記簿謄本で確認されるところの代表取締役を務めていた有限会社Aは、平成11年2月25日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額については、同日付けで、8年1月から11年1月までが56万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、有限会社Aの社会保険の手続については、代表取締役である申立人が自ら処理を行っており、厚生年金保険料の滞納の処理についても申立人が自ら社会保険事務所から呼び出しを受け、訂正処理について同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与し

ながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成11年2月25日から同年9月1日までの期間について申立人は、有限会社Aに勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録から、同社は同年2月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。また、申立人の意向により同僚照会等を実施することはできなかつたため、継続勤務の実態を調査することはできなかつた。

なお、国民年金の被保険者記録照会により、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の平成11年2月25日から同年8月までの申立期間については、定額保険料の納付期間の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 5 月 11 日まで
社会保険庁の記録から、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であったことが、閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、社会保険庁の記録から、当該事業所は、平成 11 年 5 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、翌日に、申立人の標準報酬月額が 10 年 3 月から同年 9 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 11 年 4 月までは 56 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所の質問応答書において、当該年金記録の確認期間に社会保険料の滞納があったと回答しており、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があった事実が社会保険事務所の保管する滞納処分票から確認できる。

さらに、申立人は、標準報酬月額の訂正処理について、社会保険事務所から年金が減額されるとの説明を受け、断りきれず同意し、書類に押印したとしている。

加えて、申立人は、申立期間における同社の経営状態について、営業不振で給与も遅配があり、資金繰りに苦勞していたと供述している。

その上、申立人は、滞納保険料の解消について社会保険事務所に度々相

談を求め、適用事業所全喪届を申立人自ら提出しているほか、2年程前から自身の給与がほとんど支給されていない旨を申し出ており、同事務所から届出を指示されていたことが滞納処分票の記載から確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額を減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1480 (事案 640 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月25日から37年2月27日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aの厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を受けたことになっているが、脱退したことは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる上、申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料等はないが、自分で調べたところ、退職後、市外に転居した人は脱退手当金を受け取っており、地元に住んでいる人は受け取っていないようだと言主張するものの、申立内容等に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年7月3日まで
② 昭和22年7月3日から24年12月30日まで
③ 昭和25年9月10日から30年12月1日まで

昭和21年3月に学校を卒業して、同年4月からA株式会社に就職した。その後、同社は倒産や事業再開のたびにB株式会社C工場、D株式会社E工場と名称が変わったが、ずっと同じ場所に勤務していた。社会保険事務所で確認したところ、A株式会社に勤めていた期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。また、B株式会社C工場、D株式会社E工場の被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないほか、商業法人登記簿で同社を確認できない等、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、A株式会社とB株式会社C工場は同一事業所だったと供述しているが、社会保険庁の記録では同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年7月3日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が同時期にA株式会社に入社したとする同僚にも同社

の記録は無く、申立人と同じ昭和 22 年 7 月 3 日に B 株式会社 C 工場で資格取得しているほか、同僚に照会しても、当時の記憶が曖昧であり、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が勤務していた D 株式会社 E 工場で昭和 28 年 3 月から 35 年 6 月までに資格を喪失した女性 22 人を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め 11 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 8 人が資格喪失日の約 5 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給年月日、支給金額など、管轄する社会保険事務所に対し回答したことを示す表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から 19 日後の昭和 30 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月15日から30年2月10日まで
② 昭和30年4月1日から31年12月31日まで
③ 昭和32年5月13日から35年3月30日まで

社会保険事務所で確認したところ、A株式会社B工場及びC株式会社D工場の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和35年5月24日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の通算年金制度創設前である35年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は昭和61年7月16日に厚生年金保険の第四種被保険者（任意継続被保険者）となり、厚生年金保険料を60か月納付し、老齢厚生年金の受給資格期間180か月を満たしていることが確認できるが、申立人が脱退手当金を受給していないのであれば老齢厚生年金の受給要件をすでに満たしていることを踏まえると、任意継続の手続を行った際には、脱退手当金が支給され、申立期間が厚生年金保険加入期間とはならないことを認識していたものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和 39 年 9 月 5 日から 40 年 5 月 1 日までのうち数か月
(B株式会社)
③ 昭和 39 年 9 月 5 日から 40 年 5 月 1 日までのうち数か月
(C株式会社)
④ 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
(D株式会社)
⑤ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までのうち数か月
(E株式会社)
⑥ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までのうち数か月
(F株式会社)

申立期間①については、A株式会社のG地の営業所に勤めていた。H区のI地にあった同社の寮にいて、同僚の名前も覚えている。1年も勤めていたので厚生年金保険に入っていないことはない。この間の被保険者としての記録が無いのは納得がいかない。

申立期間②については、J区K地のB株式会社に勤めていた。同僚の名前も覚えており、この間、厚生年金保険料を支払っていたことを覚えているので被保険者としての記録が無いのは残念である。調べを最後まで頑張ってもらいたい。

申立期間③については、L地の近くのCに勤めていた。テレビ関係の仕事が多かったのを覚えている。この後勤務したM株式会社は2か月でも厚生年金保険の記録があるのになぜ、この間の厚生年金保険の

記録が無いのか残念でならない。

なお、申立期間②及び③については、昔のことなので勤務の前後ははっきりしないので同じ期間としているが、この間に前後して2か所に勤務したということである。

申立期間④については、D株式会社に勤めていた。D株式会社はN地とO地の中間にあり、仕事の内容は収集業務であった。何月から働いたか覚えていないが年金保険料は引かれていたように思う。はっきりした書類は残っていないがよく調べてほしい。

申立期間⑤については、P区のQにあったEに勤めていた。半年ぐらいいしか働いていないので会社のマークぐらいいしか覚えていないが厚生年金保険には入っていたと思う。

申立期間⑥については、H区のR地かS地にあったF株式会社に勤めていた。収集とバキューム車もやっていた。私の厚生年金保険の記録が無いのが残念でならない。M株式会社などと同じように勤務していたので絶対に厚生年金保険は支払っていると思う。

なお、申立期間⑤及び⑥については、昔のことなので勤務の前後ははっきりしないので同じ期間としているが、この間に前後して2か所に勤務したということである。

以上のすべての申立期間において厚生年金保険の被保険者であったので、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の供述にある同僚と推認される従業員が社会保険事務所の記録により確認できること及び申し立てている勤務地についての供述が当時の従業員により得られることから、申立人の勤務期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は確認できず、A株式会社に照会したところ、申立人の在籍記録が無かったとしている上、申立期間①に在籍した複数の同僚への照会においても申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

また、同僚の厚生年金保険の記録によれば、1年程度の試用期間ののうち厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものが確認できた。

さらに、当時の複数の同僚の供述によれば、同社においては厚生年金保険に加入するまで試用期間があり、その期間も1か月から長い人で5年とのことであったとしており、申立人が名前を挙げた同

僚の当該事業所における被保険者記録が無いことが確認できた。

- 2 申立期間②について、B株式会社が申立人の供述に合致する所在地にあったことは当時の複数の従業員の供述により確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するB株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は確認できず、申立人が申し立てている当時の同僚二人の記録についても確認できなかった。

また、B株式会社に照会したところ、申立人の在籍記録が無かったとしている。

さらに、申立期間②に在籍した複数の同僚への照会においても、申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

加えて、当時B株式会社に勤務していた複数の同僚の供述によれば、社会保険に加入するまで一定の試用期間があり、その期間も2か月から3か月、中には1年以上の場合もあったとのことであったとしており、申立人が名前を挙げた同僚二人の当該事業所における被保険者記録が無いことが確認できた。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務したとするCは、申立人が申し立てている位置にあったT株式会社であったことが社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿で確認できる。

また、T株式会社が申立人の供述に合致する所在地にあったことは当時の複数の従業員の供述からも確認でき、勤務期間は特定できないものの申立人がT株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するT株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は確認できず、申立期間③に在籍した複数の同僚への照会においても申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

さらに、当時T株式会社に勤務していた複数の同僚の供述によれば、社会保険に加入するまで一定の試用期間があり、その期間は事務職を除いて1か月から3か月であったとのことであった。

なお、T株式会社は既に適用事業所に該当していない上、現存していないことから、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間④について、申立人はP区にあったD株式会社に勤務した

と供述している。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するD株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は確認できず、申立期間④に在籍した複数の同僚への照会においても申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

さらに、D株式会社に当時から勤務している従業員の供述によれば、厚生年金保険加入は正社員になってからとしており、現在勤務している事務員からは現在も正社員と正社員でない社員の区分があり、正社員でない運転手については2か月から3か月たってから社会保険に加入するようになっているという供述が得られた。

なお、D株式会社に照会したが、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除に係る資料並びに供述を得ることはできなかった。

- 5 申立期間⑤について、申立人が勤務したとするEは、申立人が申し立てている位置にあった昭和54年にU株式会社と合併したV株式会社であったことがU株式会社の社史により確認できる。

このV株式会社が申立人の供述に合致する所在地にあったことは当時の複数の従業員の供述からも確認でき、勤務期間は特定できないものの申立人がV株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するV株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は確認できず、申立期間⑤に在籍した複数の同僚への照会においても申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

また、当時V株式会社に勤務していた複数の同僚の供述によれば、V株式会社においては通常、資格要件を満たしておれば入社後すぐに加入させていたとしているが、勤務の期間・実態が判然としないなど厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

一方、同僚の中には、申立期間当時、当該事業所では試用期間があったと供述している者がいる。

なお、V株式会社は既に適用事業所に該当していない上、現存していないことから、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

- 6 申立期間⑥について、申立人はH区にあったF株式会社に勤務したと供述している。

しかしながら、申立ての全期間にわたって社会保険事務所が保管するF株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の氏名は

確認できず、申立期間⑥に在籍した複数の同僚への照会においても申立人が在籍していたとする供述は得られなかった。

さらに、F株式会社に当時勤務していた同僚の供述によれば、就業規則により入社後、試用期間 14 日又は5か月を経て厚生年金保険に加入していたとする一方で、当時アルバイトや派遣会社からの代行運転手もいたとの供述もあった。

なお、F株式会社に照会したが、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除に係る資料並びに供述を得ることはできなかった。

- 7 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 26 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 8 年 10 月分から 10 年 6 月分までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 10 年 7 月 26 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 10 月 15 日付けで、8 年 10 月から 10 年 6 月までが 59 万円から 30 万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理については、申立人が社会保険事務所と相談の上、処理を行ったという供述をしており、また、社会保険の手続については、申立人自身が処理を行っていたという同僚や関係者の供述もある。

さらに、申立人は平成 10 年 7 月当時、株式会社Aが厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 26 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社 A に勤務した期間のうち、平成 7 年 10 月分から 10 年 6 月分までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていた株式会社 A は、平成 10 年 7 月 26 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 10 月 15 日付けで、9 年 7 月から 10 年 6 月までが 41 万円から 30 万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の夫である株式会社 A の事業主は、社会保険事務所と相談の上、減額訂正処理を行ったことを供述しており、また、平成 10 年 7 月当時、株式会社 A が厚生年金保険料を滞納していたことを認めていること及び当該事業所において減額訂正処理が行われたのは、申立人と申立人の夫である代表取締役のみであることから、減額訂正処理について、事業主の妻であり、取締役でもある申立人が知らなかったとは考え難く、また、一部の関係者からは、申立人が社会保険の手続を行っていたとする供述もある。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 12 月 6 日まで
社会保険事務所からの連絡により、A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 7 年 11 月分から 8 年 11 月分までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 8 年 12 月 6 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 12 月 26 日付けで 7 年 11 月から 8 年 11 月までが 59 万円から 20 万円に遡及^{てきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の社会保険の手続については、申立人自身が処理を行っていたという同僚の供述がある。

また、社会保険庁の記録から、申立人に係る標準報酬月額を 59 万円から 20 万円に減額訂正処理したことにより、申立人は、平成 7 年 11 月から 8 年 11 月まで支給停止解除となった在職老齢年金を受給していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 4 月 30 日まで

申立期間のころは、会社の経営が苦しく社会保険料を滞納していたため、A 社会保険事務所の担当官が来社した際に清算処理について相談をしたが、標準報酬の引き下げについて話をしたことはない。

ところが、申立期間当時の私の株式会社Bにおける標準報酬月額が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の平成 12 年 5 月 16 日に勝手に遡及訂正^{そきゆう}されており納得がいけない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役として経営していた株式会社Bは平成 12 年 4 月 30 日に厚生年金保険適用事業所に該当しなくなっていたところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 5 月 16 日に 10 年 6 月 1 日から 12 年 4 月 30 日までが 32 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、社会保険事務手続は申立人が行っており、さらに申立人は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

また、C 社会保険事務局の記録においても、申立人はA 社会保険事務所に滞納保険料について相談するとともに全喪届を提出し受理されていたことが確認できる。

さらに、申立人は破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引き下げに関与した事実がなかったことを認めている。

加えて、申立人の標準報酬月額を示す当時の給与明細書、賃金台帳など

の資料が見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 1 月まで
高等学校を卒業と同時に株式会社Aに入社したので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した高等学校提出の資料及び同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは既に破産し、事業主及び破産管財人は当時の厚生年金保険適用関係資料は無いとしている上、当時の事業主も死亡しており、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立期間に被保険者期間がある複数の同僚において、入社したとする日から被保険者資格の取得日までの期間が2年以上認められる上、申立人と同じ高等学校を卒業し同時に入社した同僚は、昭和 33 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険証番号欄に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1497 (事案 717 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 31 日まで
保険料控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間はA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述等から、申立人が申立期間当時にA株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、当該事業所において当時の資料が既に処分されており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等が見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに申立期間当時の写真の提出及び同僚名の提示を行ったが、同写真及び同僚の供述により、申立人が勤務していたことはうかがえるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない上、同僚に対し、自身が記憶する入社日について聞いたところ、入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は一致しておらず、いずれも入社から2年以上経過した後被保険者資格を取得していることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 5 月 5 日まで

昭和 31 年 10 月 9 日に A 株式会社へ入社し、同年 12 月 31 日までは見習期間であったが、32 年 1 月 1 日から本採用になり社会保険に加入しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

親会社である B 株式会社から入手した申立人の社員カードによると、「昭和 31 年 10 月 9 日から 12 月 31 日 C にて勤務 昭和 32 年 1 月 1 日 D 登用 昭和 45 年 3 月※日退職」と記載されていることから、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できるものの、社会保険料控除については記載が無く、同社に問い合わせるが、A 株式会社の資料が残っていないので不明としているため、厚生年金保険料控除が確認できない。

また、同僚照会回答によると、「申立事業所は親会社の身分呼称の制度を導入。当時の採用の中心は中学校卒業、高校卒業した者はすべて D 登用であったが、3 月及び 4 月採用の者を新規採用、年度途中の採用者を中途採用と称した。このうち新規採用の者は D の身分でも、当初から社会保険の適用があった。」との供述があることから、1 月に D 登用された申立人は中途採用者となり申立期間は見習期間であったと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、A 株式会社本社の記録が無いこと、念のために B 株式会社の事業所別被保険者名簿を調べたが、その中にも申立人の氏名は見当あたらない。

加えて、申立事業所の閉鎖謄本は事業所所在地に見当たらないとの回

答のため、社会保険料納付状況について問合わせもできず、不明であった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 1 月 27 日まで

申立期間当時、私が代表者を務めていた、株式会社Aの経営状態は良くなかったが、社会保険料は1か月から2か月遅れで支払っており、ほかに滞納は無いと思っていた。また、平成 15 年 1 月に同社を休業し、社会保険を脱退するので、滞納保険料の納付相談等のため、B社会保険事務所へ行って、窓口の担当者に書類の作成を依頼し、社会保険の全喪届に会社のゴム印と印鑑を押して提出したが、同時に標準報酬月額を9万8,000円に訂正したのは知らなかった。

申立期間の平成 14 年 4 月から 15 年 1 月までの私の厚生年金保険の標準報酬月額は 62 万円であり、下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務した株式会社Aは、社会保険庁の記録により、平成 15 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、翌日の同年 1 月 28 日に、14 年 4 月から同年 12 月までの期間が 62 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立人の申立期間の標準報酬月額の訂正については知らないと主張しているところ、申立期間当時、申立事業所の社会保険関係の事務を行っていたとする担当者によると、時期は明確ではないが、申立事業所の社会保険料の滞納額の相談のため、B社会保険事務所に申立人と共に出向いた際に、B社会保険事務所の窓口の担当者の発案及び指示が

あり、申立事業所に係る社会保険の全喪届及び報酬訂正届をその場で作成して提出したとしており、申立人がその場に同席していた以上、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

なお、申立人は、申立事業所は社会保険料を1か月から2か月遅れで納付しており、ほかに滞納は無いと主張しているが、C社会保険事務局の回答から、申立期間当時、申立事業所には健康保険料、厚生年金保険料等の過年分の滞納があったことが確認できることから、保険料の滞納額についても申立人の主張と異なる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。